

## 広尾町空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広尾町における空き家の有効活用により、広尾町への移住及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、個人の住居、店舗の営業等を目的として建築し、現に住居又は使用をしていない建物（居住又は使用をしなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き家バンク制度 空き家所有者から申込みを受けた空き家の売却又は賃貸に関する情報を、町内への移住及び定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介するシステムをいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 利用者 町内での移住・定住を目的とし空き家バンクを利用して、空き家等の購入又は賃借しようとする者をいう。
- (5) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げないものとする。

### (登録できる空き家)

第4条 空き家バンクに登録することができる空き家は、次に掲げる全ての要件を満たす空き家とする。

- (1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）により登記されている空き家であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していない空き家であること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない空き家であること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく差し押さえを受けていない空き家であること。
- (5) 抵当権及び根抵当権が設定されていない空き家であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の目的に反すると認められる空き家でないこと。

### (所有者等の登録要件)

第5条 空き家バンクに登録することができる所有者等（以下「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 広尾町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年広尾町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する場合
- (2) その他、町長が適当でないと認めた者

(所有者の登録)

第6条 申請者は、広尾町空き家バンク登録申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、空き家の管理又は仲介を委任している場合は、所有者及び委任者(不動産業者を含む。)との連名により提出しなければならない。

- (1) 同意書(別記様式第2号)
- (2) 情報公開開示内容確認書(別記様式第3号)
- (3) 固定資産台帳及び固定資産税と都市計画税の納付を確認することができる書類
- (4) 登記事項証明書の写し
- (5) 空き家の現況及び全景を確認することができる写真
- (6) 空き家の位置を確認できる書類
- (7) 不動産業者に管理又は仲介を委任している場合は、当該契約書の写し
- (8) その他、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認し適当と認められる場合は、広尾町空き家バンク登録台帳(別記様式第4号。以下「登録台帳」という。)に登録し、広尾町「空き家バンク」登録完了通知書(別記様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出等)

第7条 前条第4項の規定による通知を受けた申請者(以下「登録申請者」という。)は、当該登録申請書の内容に変更があったときは、広尾町空き家バンク登録変更届出書(別記様式第6号)に変更内容を記載し、遅滞なくその旨を町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録の登録事項を更新するものとする。

(空き家登録台帳登録の抹消)

第8条 町長は、登録申請者が次のいずれかに該当するときは、バンク登録を抹消できるものとする。

- (1) 登録台帳に登録された空き家の売買契約又は賃貸契約が締結されたとき。
- (2) 広尾町空き家バンク登録抹消届出書(別記様式第7号)の届出があったとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 自然災害等により、登録時の状態と著しく異なる状態と認められるとき。
- (5) 第4条第3号、第4号又は第6号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (6) その他、町長が適当でないとき。

2 町長は、前項の規定によりバンク登録を抹消したときは、広尾町空き家バンク登録抹消通知書(別記様式第8号)により登録申請者に通知するものとする。

(公開情報の内容)

第9条 公開する情報は、広尾町空き家バンク登録申請書の記載内容とする。ただし、個人情報に係る情報は除く。

2 公開する情報は、広尾町及び北海道のウェブサイトによって行うとともに、企画課において公開するものとする。

(情報提供)

第10条 町長は必要に応じて、登録台帳に登録された必要な情報を空き家の利用をしようとする者（以下「利用希望者」という。）に提供するものとする。

(利用者の登録要件)

第11条 利用希望者が、次の各号のいずれかに該当する場合は登録しないものとする。

- (1) 購入又は賃借する空き家に長期的に居住その他使用をする意思がない場合
- (2) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (3) 広尾町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年広尾町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する場合
- (4) その他町長が適当でないとした者。

(利用者の登録)

第12条 利用希望者は、第10条の規定による情報の提供を受けようとするときは、広尾町「空き家バンク」利用者台帳登録申請書（別記様式第9号）に本人を確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を審査し、適当と認められるときは、空き家バンク利用者台帳（様式第10号。以下「利用者台帳」という。）に登録し、空き家バンク利用者台帳登録完了通知書（様式第11号）により当該登録を受けた利用者に通知するものとする。

(利用者の登録の抹消)

第13条 町長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消できるものとする。

- (1) 利用者から空き家バンク利用者台帳登録抹消届出書（様式第12号）が提出されたとき。
- (2) 利用者が死亡したと判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により登録したことが判明したとき。
- (4) 利用者が広尾町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年広尾町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団関係事業者であると判明したとき。
- (5) その他、町長が適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により利用者台帳を抹消したときは、空き家バンク利用者台帳登録抹消通知書（様式第13号）により、当該利用者に通知するものとする。

(登録申請者と利用者の交渉等)

第14条 町長は、登録申請者と利用者による空き家等の売買、賃貸借に関する交渉及び契約については、空き家バンクの情報提供を除いて、一切これに関与しない。

2 空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

3 登録申請者、利用者の代理又は仲介を行う者は、交渉等の結果について遅滞なく町長にその内容を報告しなくてはならない。

(個人情報の取扱い)

第15条 町長、登録申請者及び利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンク制度から知り得る個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写及び複製しないこと。
- (3) 個人情報を棄損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、棄損、滅失等の事案が発生した場合は、すみやかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。